

令和5年9月13日
千葉県信用保証協会

新型コロナウイルス感染症に関する経営安定関連保証4号の 取扱変更及び指定期間の延長について

このたび、新型コロナウイルス感染症に関する経営安定関連保証4号につきまして、取扱いを変更し、令和5年10月1日以降の認定申請分から資金使途を借換資金に限定することとなりましたので、お知らせいたします。

また、指定期間が延長される予定である旨が中小企業庁ホームページで公開されましたので、併せてお知らせいたします。

記

1. 取扱変更について

新型コロナウイルス感染症に関する経営安定関連保証4号について、令和5年10月1日以降の市町村への認定申請分から資金使途を借換資金に限定し、新規融資資金のみの取扱いが不可となります。ただし、借換資金に追加融資資金を加える場合は引き続き取扱いが可能です。

また、今般の取扱変更は令和5年10月1日以降の認定申請分から対象となりますが、それ以前の令和5年9月30日までに認定申請がされた場合であっても、保証協会の保証申込受付が令和5年11月1日以降となる場合は、新規融資資金のみの取扱いが不可となります。

2. 指定期間の変更について

(1) 指定期間の変更

【変更後】令和2年2月18日から令和5年12月31日まで

(2) 認定書について

認定書の有効期間内に金融機関又は保証協会に保証申込を行う必要があります。事前内定の本申込についても同様ですので、ご注意ください。

(3) 中小企業庁ホームページの掲載場所URL

https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2023/230830_4gou.html

以上

お問い合わせ先
企画部 経営企画課
担当：竹花・佐藤
TEL043-221-8185